

大磯町議会災害時対応規程

(目的)

第1条 この規程は、大磯町議会（以下「議会」という。）及び議員の災害時における対応について必要な事項を定めるものとする。

(対応等)

第2条 議会は、町内に災害が発生し、大磯町災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合は、必要な支援体制をとるものとする。

2 前項に関わらず、議会は、大規模災害が発生（本部設置・3号配備）した場合は、直ちに支援体制をとるものとする。また、災害が小規模の場合（同・1号または2号配備）は、本部が災害対策に専念し、迅速かつ円滑に災害対応を実施できるよう努めるものとする。

3 議員は、連絡場所、自身の安否及び被災状況を議会に報告する。

4 議員は、最寄りの避難所等において自治会長、民生委員・児童委員等（以下「自治会長等」という。）への支援及び協力を行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、議長及び副議長は議会に参集する。

6 議長は、必要に応じて議員に指示するものとする。

7 議長は、必要に応じて大磯町議会災害対策会議（以下「会議」という。）を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 議員の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 避難所等において、自治会長等への支援及び協力に関すること。

(2) 被災者からの相談及び被災者への助言に関すること。

(3) その他議長が必要と認める事項に関すること。

2 議長及び副議長の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 本部からの情報収集に関すること。

(2) 議員への情報提供に関すること。

(3) 議員からの情報収集に関すること。

(4) 本部への情報提供に関すること。

(5) 他市町村議会との連絡調整に関すること。

(6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(要請)

第4条 町の災害対策に関する要請は、会議で決定した事項について議長が本部へ行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。